絶滅法令の標本箱

法律のラウンジ〔72〕

法制局第一部第一課

^{おざき} よういち 尾崎 陽一

国立国会図書館のウェブサイト(http://dajokan.ndl.go.jp/SearchSys/index.pl)で、慶応3年10月大政奉還から明治19年2月公文式公布に至るまでに制定された法令を調べることができます。同サイトで検索をかけて、明治期の気になる法令を集めてみました。

「大船にともすともしび上は首みきはみとりにをくれない」。これは、海上衝突予防規則(明治7年太政官布告第5号)の「附言」に、蒸気船は航海中必ず前下檣項(帆柱の先)に白の燈火を、右舷に緑の燈火を、左舷に紅の燈火をあげなければならないという規則を「能く記憶する為の歌」として記載されている法文です。「此歌を暗記し置くへし値しみぎのみの字はミどりのみの字なれば覚え易し、文英亜等にては「ポート、ワイン」(ポート産の赤酒)は赤しと云ふことを記憶すべしと云へり是れ左舷と「ポート、ワイン」の語よく対して共に赤きを以てなり」と書かれており、まるで受験参考書のようです。この太政官布告は、文字の右側に読みがな、左側に説明のかなを付し、左右両側にルビが振ってある珍しいものです。例えば「海上衝突予防規則」の文字の右側には「かいじやうしようとつよぼうきそく」、左側には「うみのうへつきあたりようじんのきまり」とルビが振ってあります。「記憶」、「英亜」、の左側には「おぼえる」、「いぎりすあめりか」とあります。

ルビの意義を感じるのが、「馬鹿骨輸出願許可ノ義」(明治7年 12 月9日開拓使本庁第 89 号達)。「馬鹿」は、冷静に読めば意味は分かりますが、字面だけみると・・・。

日本で最初に鉄道が開業した 1872 年の鉄道略則(明治 5 年太政官布告第 61 号)第 2 条は、「ステーショントハ列車ノ立場ニテ旅客ノ乗リ下リ荷物ノ積ミ下ロシヲ為ス所ヲ云フ」としています。現在の法令用語では「駅」を用いますが、文明開化の鉄道開業と組み合わさった「ステーション」には、ロマンを感じます。第 7 条は「吸煙並婦人部屋男子出入禁止ノ事 何人ニ限ラス「ステーション」構内別段吸煙ノ為メニ設ケシ場所ノ外又ハ吸煙ノ為メ設シ車ョリ他ノ車内ニテ吸煙スルヲ許サス且婦人ノ為ニ設アル車及部屋等ニ男子妄リニ立入ルヲ禁止ス若右等ノ禁ヲ犯シ掛リノ者ノ戒メヲ用ヒサル者ハ車外並鉄道構外ニ直ニ退去セシメ且払タル賃金ヲモ取上クヘシ」として、駅構内での禁煙や禁煙車両のほか、「女性専用車両」を規定しています。

禁止を2つ。「自今公文ニ洋製ノ墨汁(インキ)ヲ用ヒ候儀不相成候条此相達候事但洋文ヲ洋紙ニ書スルハ此限ニアラス」(明治9年太政官達第29号)は、保存を考慮してか、公文書での「洋製の墨汁」(インク)使用の禁止。「火災雑沓ノ場へ騎馬ニテ駆込候者往々有之消防等ノ妨害不尠候ニ付爾後札幌市街火災ノ節ハ消防関係ノ官吏ヲ除ク外距離一町以内ノ地へ騎馬往来禁止」(明治12年6月3日開拓使本庁甲第23号布達)は、火災現場に馬で駆け込むこと(往々にしてあった!)の禁止。今となってはまれな光景でしょう。